

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成 19 年 10 月 2 日（火）	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
実 地 試 験	平成 19 年 10 月 2 日（火）	午前 11 時 30 分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。
  - ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具
  - イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が 35 パーセント以上で白色のものに限る。）

4 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 154 号）附則第 5 項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

- (1) 提出書類  
所定の受験願書 1 部に、次に掲げる書類を添付すること。
  - ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
  - イ 受験資格を有することを証明する書類
  - ウ 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦 9 センチメートル、横 5 センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）
- (2) 受付期間  
平成 19 年 8 月 20 日（月）から同年 9 月 7 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便により提出する場合は、平成 19 年 9 月 7 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- (3) 提出先  
鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220）又は県内各総合事務所に持参又は郵便により提出すること。なお、郵便により提出する場合は書留郵便によること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は 7,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手料金は、還付しない。

## 7 合格者の発表

- (1) 発表日 平成19年10月12日(金)
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は試験当日午前9時50分までに試験会場に集合すること。
- (3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。
- (4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課(電話0857-26-7284)又は県内各総合事務所に照会すること。
- (6) 郵便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。